

## 令和3年度茨城県M&A促進奨励金支給要綱

### (趣旨)

第1条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、休廃業の増加による、経営資源の散逸を防ぐことが喫緊の課題となっている中、後継者不在企業のM&Aによる事業承継を推進するため、自社の譲渡を希望する中小企業者を掘り起こし、インターネットプラットフォームへの登録を促した士業等専門家に対し、予算の範囲内においてM&A促進奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるものとする。

### (定義)

第2条 本要綱において「士業等専門家」とは、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第8条に規定する弁護士登録をしている者、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第17条に規定する公認会計士登録をしている者、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第18条に規定する税理士又は中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第4条に規定する中小企業診断士登録をしている者とする。

2 本要綱において「インターネットプラットフォーム」とは、株式会社バトンズがインターネット上で運営するウェブサイトを通じて提供するサービス「Batonz」とする。

4 本要綱において「マッチング」とは、企業の譲受けを検討している者と自社の譲渡を希望する中小企業者が最終契約を締結することをいう。

5 本要綱において、「最終契約」とは、売り手と買い手との間の、事業の引継ぎの対象・範囲、事業の引継ぎの対価（以下「成約価額」という。）、成約価額の支払条件、事業の引継ぎの実行条件その他必要事項に関する契約であり、名称の如何を問わず事業の引継ぎを目的としてこれらの内容を定めたものとする。

### (自社の譲渡を希望する中小企業者の要件)

第3条 本要綱において「自社の譲渡を希望する中小企業者」とは、次の各号を全て満たし、茨城県内に主たる事務所又は事業所を有する者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であること

(2) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと

(3) 民事再生法又は会社更生法による申立てを行うなどの事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと

(4) 個人事業者にあつては、事業主が破産手続開始決定を受けて復権を経していない者でないこと

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者ではないこと

(6) 代表者又は役員のうち暴力団員及び暴力団員等（茨城県暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当する者がいないこと

(7) 後継者不在等の理由により、インターネットプラットフォームを活用して、自社を譲渡する意思があるもの

(8) 直近の事業年度において、純資産が概ね2億円以下かつ年商が概ね4千万円以上3億円以

下であること

- (9) 「B a t o n z」に譲渡案件として登録の上、公開日から1年以上買い手企業を募集する意思があること
- (10) インターネットプラットフォームの運営会社である株式会社バトンズが提供するサービス「B a t o n z」を利用する者との間の利用関係を定めた利用規約第6条（利用登録の拒否事由）に該当しないこと
- (11) その他、県が適切ではないと判断する者ではないこと

(支給対象者)

第4条 奨励金の支給対象となる者（以下「申請者」という。）は次の各号に掲げる要件を全て満たす士業等専門家とする。

- (1) 茨城県内に事業所を有すること
- (2) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (3) 自社の譲渡を希望する中小企業者の承諾を受け、当該企業を、B a t o n zに、譲渡案件として登録したこと

(不支給要件)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、奨励金を支給しない。

- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者
- (2) 代表者又は役員のうち暴力団員及び暴力団員等（茨城県暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当する者がある中小企業者等

(奨励金の額)

第6条 奨励金の額については、別表1に定める金額とする。ただし、自社の譲渡を希望する中小企業者1者につき、各区分1回のみの支給とする。

(奨励金の申請)

第7条 申請者は、奨励金の支給を受けようとするときは、茨城県M&A促進奨励金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という）に別表2に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

2 奨励金の申請期間は令和4年3月31日までとする。

(宣誓・同意事項)

第8条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、知事は、当該宣誓又は同意をしない者には、奨励金を支給しない。

- (1) B a t o n zに登録した中小企業者が第3条に規定する「自社の譲渡を希望する中小企業者」の要件を満たしていること

- (2) 第4条に規定する支給対象者であること
- (3) 第5条に規定する不支給要件に該当しないこと
- (4) 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること
- (5) 虚偽や不正な手段により奨励金を受給した場合には、奨励金の返還を行うこと

(調査・提供)

第9条 知事は、奨励金の支給について、必要と認められるときは、申請者等関係者に対して書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

(奨励金の支給決定等)

第10条 知事は、第7条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは奨励金の支給を決定し、奨励金を支給するものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づき、支給を決定したときは、支給決定通知書(様式第2号)により、申請者に対して通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の審査の結果、奨励金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対しM&A促進奨励金不支給決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

(奨励金支給の方法)

第11条 知事は、奨励金の支給を決定したときは、申請者に対し口座振替払の方法により支給するものとする。

(状況報告)

第12条 申請者は、B a t o n zに登録した「自社の譲渡を希望する中小企業者」が公開日から1年以内に買い手募集を停止する場合には、状況報告書(様式第4号)により、知事に報告しなければならない。

(支給決定の取り消し等)

第13条 知事は、奨励金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該奨励金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない奨励金を受け、又は受けようとする場合
- (2) B a t o n zに登録後、公開日から1年以内に自己都合により買い手募集を中止した場合ただし、自然災害等、自社の譲渡を希望する中小企業者の責に帰すべき事由によらない場合はこの限りではない

- 2 知事は、第1項の規定による取消しを行ったときは、取り消された者に対し、支給取消通知(様式第5号)により、その旨を通知するものとする。

(奨励金の返還等)

第14条 知事は、前条第1項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した

奨励金の返還を命ずることができる。

- 2 知事は、前条第1項第1号に基づく取消しを行い、前項に基づく奨励金の返還を命ずる場合には、その命令に係る奨励金の受領の日から納付までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項に基づく奨励金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた奨励金の額に充てられたものとする。
- 4 第3項に基づく奨励金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

別表1（第6条）

名 称	支給額	支給要件
案件登録奨励金	100,000 円	自社の譲渡を希望する中小企業者の承諾を受け、当該企業を、「B a t o n z」に、譲渡案件として登録した場合
案件マッチング奨励金	200,000 円	案件登録奨励金受給後、自社の譲渡を希望する中小企業者が、「B a t o n z」を通じて買い手企業を募集の上、当該企業と「最終契約」を締結した場合

別表2（第7条）

交付申請書（様式第1号）の添付書類	
案件登録奨励金の支給を求める場合	
1	士業等専門家であることがわかる書類（登録証等）の写し
2	「B a t o n z」に登録したことがわかる書類（B a t o n zの掲載画面等）の写し
3	振込先口座の通帳の写し（名義、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号が分かる箇所）
案件マッチング奨励金の支給を求める場合	
1	案件登録奨励金の支給を受けたことがわかる書類（奨励金支給決定通知）の写し
2	マッチングが完了したことがわかる書類（最終契約書）の写し
3	マッチングが完了したことがわかるB a t o n zの掲載画面の写し
4	振込先口座の通帳の写し（名義、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号が分かる箇所）